（7）設備及び運営の基準

○養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成25年３月29日規則第26号

改正

平成27年６月４日規則第40号
平成28年３月31日規則第21号
平成30年３月29日規則第20号
平成30年10月１日規則第45号
令和３年４月１日規則第75号
令和６年４月１日規則第36号
令和７年３月27日規則第11号

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関する条例（平成24年長野県条例第56号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設備）

第２条　条例第11条第１項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

（１）　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

（２）　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

（３）　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

２　条例第11条第３項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

（１）　居室　次に定める基準

ア　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、２人とすることができる。

イ　地階に設けてはならないこと。

ウ　入所者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ　入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

（２）　静養室　次に定める基準

ア　医務室又は職員室に近接して設けること。

イ　原則として１階に設け、寝台又はこれに代わる設備を設けること。

ウ　ア及びイに定めるもののほか、前号のイ、エ及びオに定めるところによること。

（３）　洗面所　居室のある階ごとに設けること。

（４）　便所　居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

（５）　医務室　入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

（６）　調理室　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（７）　職員室　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

３　前項に定めるもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

（１） 廊下（中廊下を除く。）の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
（２） 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
（３） 階段の傾斜は、緩やかにすること。
（職員）
第３条　条例第12条第１項第３号の規則で定める員数は、入所者の数が100又はその端数を増すごとに１人以上とする。
２　条例第12条第１項第４号の規則で定める員数は、１人とする。
３　条例第12条第２項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
（１） 施設長　１
（２） 医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
（３） 生活相談員　常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに１以上
（４） 支援員　常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。第12項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第177条第１項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第１項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号。第12項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第157条第１項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに１以上
（５） 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。）　常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに１以上
（６） 栄養士又は管理栄養士　１以上
（７） 調理員、事務員その他の職員　当該養護老人ホームの実情に応じた適当数
４　前項第３号から第５号までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の７割を超える養護老人ホーム（以下この項及び第９項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数の基準については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
（１） 生活相談員　常勤換算方法で、１に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
（２） 支援員　常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上
（３） 看護職員　次に定める基準
ア　入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあっては、常勤換算方法で、２以上
イ　入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあっては、常勤換算方法で、２に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
５　前２項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
６　第３項、第４項、第９項、第10項及び第12項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
７　施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
８　主任生活相談員のうち１人は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設

入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

９　前項本文の規定にかかわらず、主任生活相談員は、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法(平成９年法律第123号)第８条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。第14項において同じ。)、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。第14項において同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項及び第14項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームであって盲養護老人ホーム等以外のものをいう。第12項及び第14項において同じ。）にあっては、常勤換算方法で１以上とする。

10　指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第３項第３号又は第４項第１号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、１を減じた数とすることができる。

11　主任支援員は、常勤の者でなければならない。

12　看護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第３項第５号の看護職員は、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第194条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第176条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で１以上とする。

13　養護老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

14　条例第12条第３項の養護老人ホームは、サテライト型養護老人ホームとし、次の各号に掲げる場合には、サテライト型養護老人ホームに当該各号に定める職員を置かないことができる。

（１）　本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められる場合　医師

（２）　本体施設が次のアからオまで掲げる施設である場合において、当該本体施設のそれぞれアからオまでに定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるとき　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員

ア　養護老人ホーム　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員

イ　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

ウ　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

エ　病院（病床数が100以上のものに限る。）　栄養士又は管理栄養士

オ　診療所　事務員その他の従業者

（生活相談員の業務に関する特例）

第４条　指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって、条例第12条第１項第３号の規定による生活相談員を置いていない場合にあっては、主任支援員が条例第21条第１項及び第２項に定める業務を行うものとする。

（身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用）

第５条　条例第15条第６項第１号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第６条　条例第23条第２項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

（１）　当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

（２） 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
（３） 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
（４） 前３号に掲げるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第２項第４号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生等の防止のための措置）

第７条　条例第28条第１項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
（１） 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
（２） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
（３） 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
（４） 前３号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

（虐待の防止のための措置）

第８条　条例第29条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
（１） 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
（２） 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
（３） 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
（４） 前３号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

（電磁的記録）

第９条　養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年６月４日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年３月31日規則第21号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月29日規則第20号）

（施行期日）

１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第15号。以下この項及び次項において「改正条例」という。）第１条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（改正条例附則第２項に規定する看

護職員をいう。次項において同じ。）が行うものについては、第１条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第26条の規定は、平成30年９月30日までの間、なおその効力を有する。

３　この規則の施行の際現に介護保険法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正条例第２条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、第２条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則第26条の規定は、平成30年９月30日までの間、なおその効力を有する。

附　則（平成30年10月１日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年４月１日規則第75号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第３条中介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第10条に１号を加える改正規定、第４条中介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第12条に１号を加える改正規定、第５条中養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第６条に１号を加える改正規定、第６条中特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第５条に１号を加える改正規定、第７条中軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第８条に１号を加える改正規定及び第８条中介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第13条に１号を加える改正規定　令和３年10月１日

（２）　第３条中介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第９条第３号の改正規定、第４条中介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第11条第３号の改正規定、第５条中養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第５条第３号の改正規定、第６条中特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第４条第３号の改正規定、第７条中軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第７条第３号の改正規定及び第８条中介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第11条第３号の改正規定　令和６年４月１日

附　則（令和６年４月１日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附　則（令和７年３月27日規則第11号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（別表）（第３条関係）

一般入所者の数	支援員の数
20以下	４
21以上30以下	５
31以上40以下	６
41以上50以下	７
51以上60以下	８
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上110以下	14
111以上120以下	16

121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数